

## 山形市と山形市農業協同組合・山形農業協同組合との連携に関する

### 協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形市農業協同組合（以下「乙」という。）・山形農業協同組合（以下「丙」という。）は、農業振興を通じ山形市における一層の地域活性化に資するため、相互に連携及び協力して取り組む事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙・丙の営む総合事業の連携及び協力を努めるとともに、山形市における人口定着と確かな暮らしの実現に向け、乙・丙の正・准組合員とともに、農業振興を通じて地域の暮らしを支援し、甲及び乙・丙が持続可能な活力ある地域社会をつくることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙・丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力して実施するものとする。

- (1) 地域住民の信頼に応え、安全で安心な農畜産物を持続的・安定的に供給できる地域農業を支えること。
- (2) 農業者の所得増大及び農業生産の拡大に関すること。
- (3) 地域コミュニティの拠り所となる拠点づくりに関すること。
- (4) 農福連携等、多様な働き方・暮らし方の創造に向けた支援に関すること。
- (5) 国連で採択された「家族農業の10年」を实践し、地域経済の持続的発展に寄与すること。
- (6) 食農教育の展開及び消費者との交流による地産地消の理解促進に係る活動に関すること。
- (7) 乙・丙で取り組んでいる「おいしいサラダ団地」などの取組を核に、就農・定着支援に資すること。
- (8) 災害時における食料供給に関すること。
- (9) その他山形市共創のまちづくりに必要な事項の支援に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙・丙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙・丙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙・丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲及び乙・丙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月5日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号  
山形市  
山形市長 佐藤 孝弘

乙 山形市幸町18番20号  
山形市農業協同組合  
代表理事組合長 大山 敏弘

丙 山形市旅籠町一丁目12番35号  
山形農業協同組合  
代表理事組合長 岡崎 輝明